

平成27年9月  
四国地方整備局

# 設計成果の品質確保について

---

- 発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の概要 . . . . . P.1
- 設計成果の品質確保について . . . . . P.8

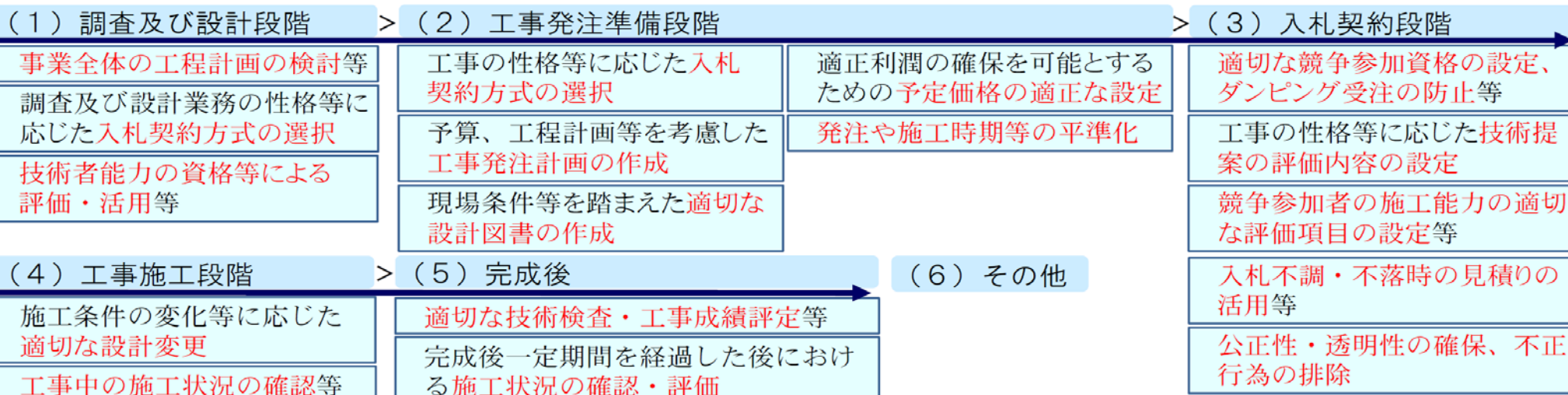
## I. 本指針の位置付けについて

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定する、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための**発注者共通の指針**。
  - 発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの<sup>(※)</sup>。
  - また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。
- (※)例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用を図ることを目的

## II. 発注関係事務の適切な実施について

### 1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、**発注関係事務**(新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む)の各段階で、以下の事項に取り組む。



### 2. 発注体制の強化等

発注関係事務を適切に実施するための**環境整備**として、以下の事項に取り組む。

#### (1) 発注体制の整備等

発注者自らの体制の整備

外部からの支援体制の活用

#### (2) 発注者間の連携強化

工事成績データの共有化・相互活用等

発注者間の連携体制の構築

# 「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の概要（2／2）

## Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、**工事の性格や地域の実情等に応じて**、多様な入札契約方式の中から**適切な入札契約方式を選択し**、又は**組み合わせ**て適用するよう努める。

### 1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

|        |                             | (1) 契約方式の選択 | (2) 競争参加者の<br>設定方法の選択 | (3) 落札者の選定方法<br>の選択       | (4) 支払い方式の選択 |
|--------|-----------------------------|-------------|-----------------------|---------------------------|--------------|
| 概<br>要 | 工事の施工のみを発注する方式              | 一般競争入札      | 価格競争方式                | 総価請負契約方式                  |              |
|        | 設計・施工一括発注方式                 |             |                       |                           |              |
|        | 詳細設計付工事発注方式                 |             |                       |                           |              |
|        | 設計段階から施工者が関与する<br>方式（ECI方式） | 指名競争入札      | 総合評価落札方式              | 総価契約単価合意方式                |              |
|        | 維持管理付工事発注方式                 |             |                       |                           |              |
|        | 包括発注方式                      |             |                       |                           |              |
|        | 複数年契約方式                     | 随意契約        | 技術提案・交渉方式             | コストプラスフィー契約・<br>オープンブック方式 |              |
|        | CM方式                        |             |                       |                           |              |
|        | 事業促進PPP方式                   |             |                       |                           | など           |

### 2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- |                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式 | (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式 |
| (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式     | (4) 発注者を支援する方式 など     |

## Ⅳ. その他配慮すべき事項

本指針の理解、活用の参考とするため、**具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料**を作成する。本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照する。

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」について(概要)

## 運用指針とは

品確法第22条に基づき、公共工事の発注者を支援するため、**発注者共通の取組事項**を国が定めるもの。

- ・市町村を含むすべての発注者が「**発注者の責務**」(品確法第7条)を果たすため、**自らの発注体制**や**地域の実情**等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、体系的にまとめる
- ・**地域のインフラ維持・災害対応を担う建設企業が、担い手の育成・確保**に必要な**適正な利潤**の確保を可能とするための取組と、**発注者の体制整備等**に向けた取組を具体的に記載
- ・本指針に基づく各発注者の実施状況を**定期的に調査・公表**するとともに、必要に応じて指針そのものを**見直し**

## 担い手の育成・確保のための取組

### 予定価格の適正な設定

- ・実勢を的確に反映して積算を行い、必要に応じて見積りを活用する
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする  
「歩切り」は行わない(品確法第7条に違反)

### ダンピング受注の防止

- ・低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定及び活用の徹底  
(これらに関する価格は入札前に公表しない。基準は適宜見直す。)

### 発注・施工時期の平準化

- ・建設工事の請負契約の原則(当事者の対等な合意)を踏まえた適正な工期の設定
- ・債務負担行為の積極的活用、余裕期間の設定等による適切な工期の設定
- ・発注見通しの統合・公表等による計画的な発注

### 適切な設計変更

- ・施工条件の変化等に応じた適切な設計変更、協議の迅速化等

### 現場の担い手の育成・確保

- ・豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮
- ・企業の地域精通度や技能労働者の技能等(登録基幹技能者)を評価
- ・賃金の適正な支払、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、関係部署と連携

### 多様な入札契約方式の選択・活用

- ・地域における社会資本を支える企業を確保する方式を選択・活用

## 発注者の体制整備等に向けた取組

### 本指針の理解・活用

- ・本指針の理解・活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成  
※ 国は、説明会を開催するとともに相談窓口を開設し、受発注者からの相談にきめ細やかに対応

### 職員の育成

- ・国、都道府県等が実施する講習会や研修の受講等を通じ、発注担当職員の育成に積極的に取り組む

### 外部の支援体制の活用

- ・国・都道府県の協力等を得て、発注関係事務を適切に実施できる外部の者や組織を活用
- ・国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施できる者の育成・活用等を促進

### 発注者間の連携強化

- ・発注者間における要領・基準類、積算システム、成績評価等の標準化・共有化及び相互利用を促進
- ・地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じ、発注者間の情報交換、共通の課題への対応等を推進

- ・一時的な事業量の増加や技術的難易度の高い工事への対応のため、発注者を支援する方式を選択・活用

➡ **発注関係事務の適切かつ効率的な実施により、地域のインフラ維持、災害への迅速な対応、担い手の育成・確保を実現**

## 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

**運用指針とは：**品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成**

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- **国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

### 必ず実施すべき事項

#### 予定価格の適正な設定

**予定価格の設定**に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

#### 歩切りの根拠

**歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

#### 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

#### 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

#### 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

### 実施に努める事項

#### 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

#### 発注や施工時期の平準化

**債務負担行為の積極的な活用**や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

#### 見積りの活用

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合**等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

#### 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手續の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

#### 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

## 平成27年度から一般管理費等及び諸経費の引き上げ

| 業務分野     | 諸経費等                                       |                                                                              |
|----------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
|          | 改定前                                        | 改定後                                                                          |
| 土木設計コンサル | $\alpha=35\%$<br>$\beta=30\%$              | $\alpha=35\%$<br><b><math>\beta=35\%</math></b>                              |
| 測量       | $A=462.5\%$<br>$b=-0.1266$<br>(諸経費:45~88%) | <b><math>A=371.23</math></b><br><b><math>b=-0.107</math></b><br>(諸経費:52~91%) |
| 地質調査     | $A=385.8\%$<br>$b=-0.1523$<br>(諸経費:28~47%) | <b><math>A=335.58</math></b><br><b><math>b=-0.135</math></b><br>(諸経費:33~52%) |

## ◆土木設計コンサル

一般管理費等=(直接人件費+直接経費+その他原価)  $\times \beta / (1-\beta)$

$$\beta = 30\% \Rightarrow \beta = 35\%$$

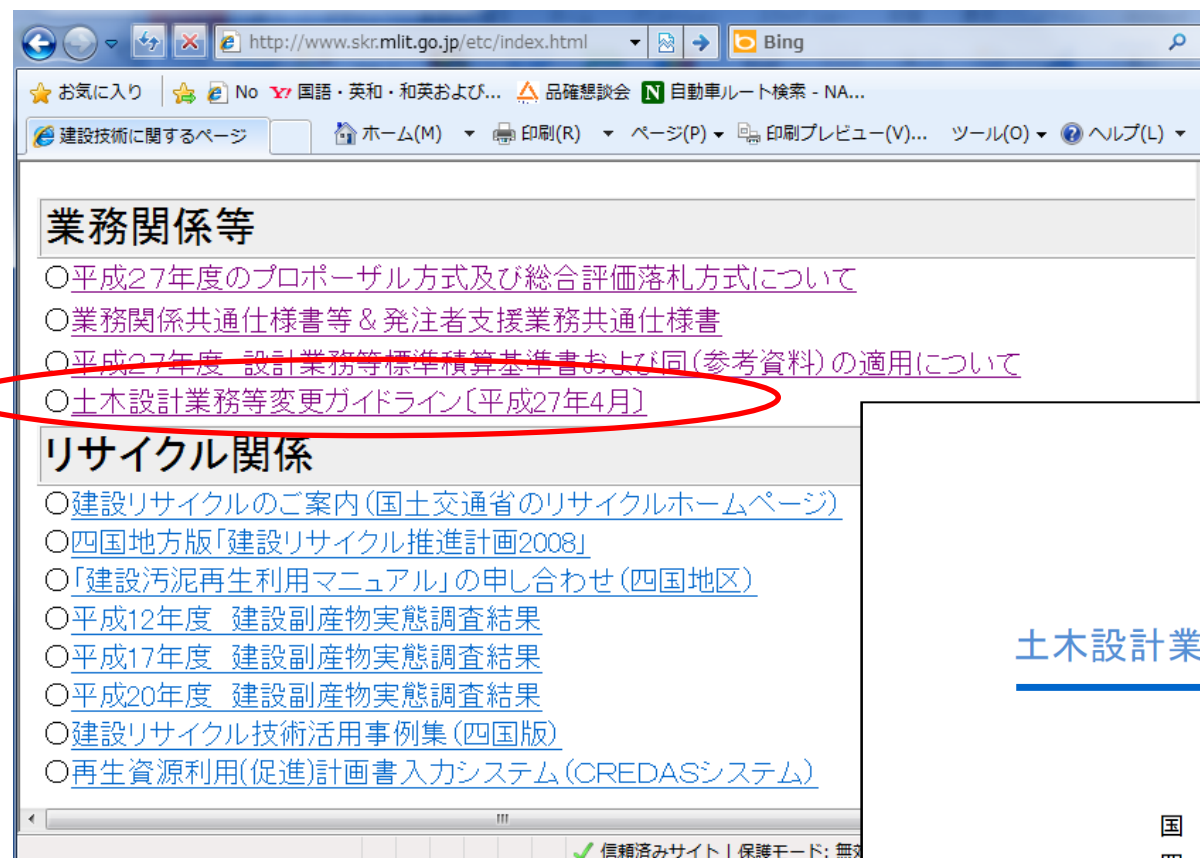
$$\beta / (1-\beta) \quad 0.30 / (1-0.30)=0.4286 \Rightarrow 0.35 / (1-0.35)=0.5385\%$$

## ◆測量、地質調査

諸経費率= $A \times Y^b$

(Y:直接測量費(測量), 対象額(地質調査))

平成27年4月に土木設計業務等変更ガイドラインを作成しHPで公開。  
変更の対象なり得るケース、変更の対象とならないケース、変更の手続きフローを記載



## 土木設計業務等変更ガイドライン

国 土 交 通 省  
四 国 地 方 整 備 局  
平 成 2 7 年 4 月

設計施工調整会議の開催に係る設計者への費用については、工事において計上していたが、今後、工事受注者ではなく、設計者と発注者が直接契約を行う。

## 1. 目的

設計者、工事受注者及び発注者が各種情報を共有し、設計意図を詳細に伝達することにより、現場における課題を早期に把握し、当該工事の品質確保を図る。

## 2. 費用の負担等

### 1) 当該工事に係る設計業務を受注した設計者に対する費用の積算方法

①打合せ 主任技師0.5人／回、技師A0.5人／回を標準とする。

②旅費交通費 実費

※その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する。

※三者会議で使用する設計意図を説明するための資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

### 2) 当該工事に係る設計業務を受注した設計者との契約

## 【背景と取組の方向性】

設計業務は設計・施工・管理の上流部分に位置し、公共工事の品質の確保を図る上で非常に、重要な位置を占めている。

しかしながら、設計ミスの発生などの設計業務の品質の懸念が指摘されているところであり、設計業務について、品質確保の対策に取り組んできたところである。

平成26年6月に改正された品確法においても、「公共工事に関する調査及び設計の品質確保」第24条が新設され、調査及び設計の品質確保の重要性が改めて認識されている。

今後は、設計業務の品質確保に関する情報等を引き続き収集するとともに、品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」に定められた事項について、取組の徹底を図り、業務の品質確保や労働環境の改善に努める。

### ○今回の主な報告内容

- ・三者会議で修正された不具合の調査結果(H26)の概要
- ・不具合の原因の詳細調査結果について
- ・履行期限の平準化の取組について
- ・照査の徹底(赤黄チェック)の取組について

# 三者会議で修正された不具合

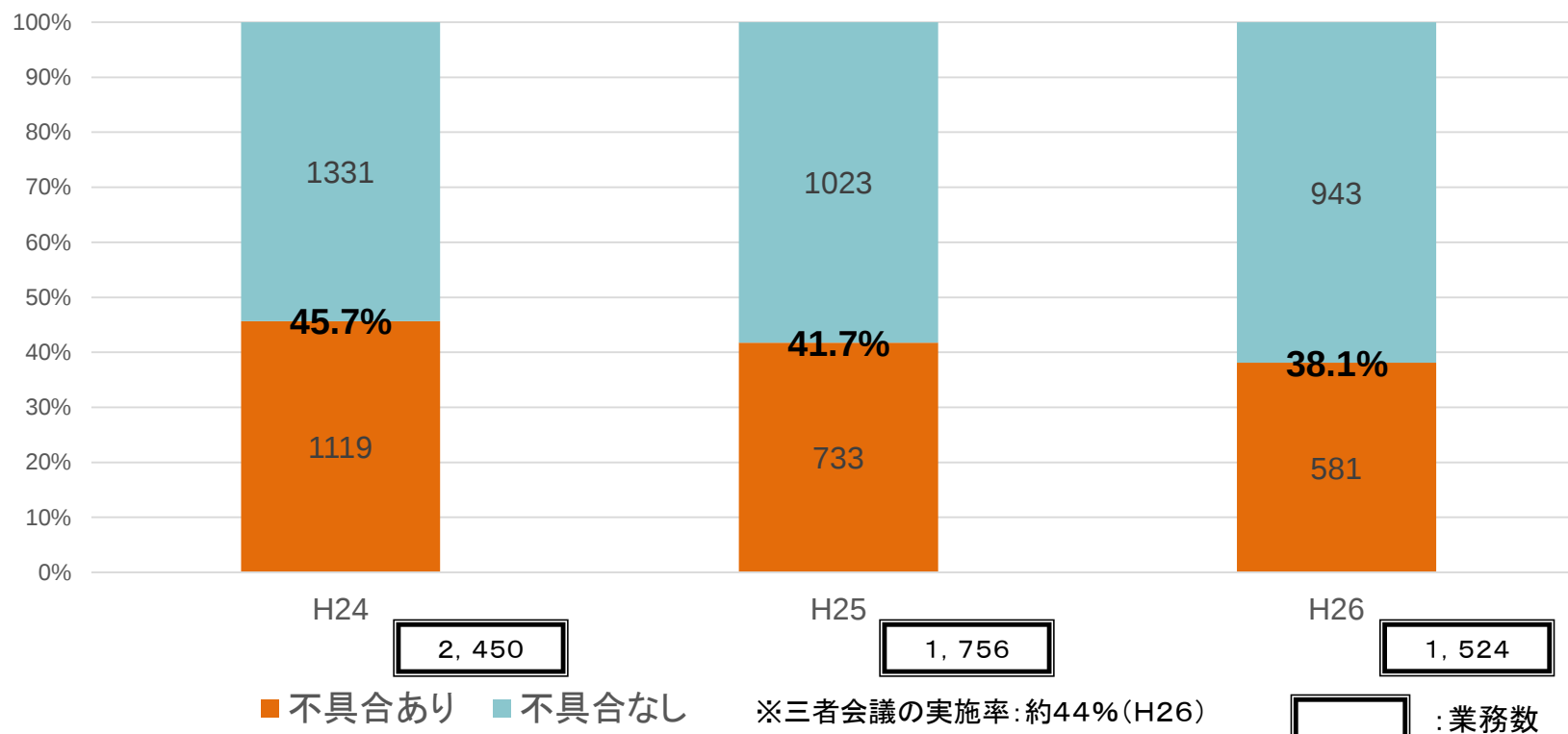
平成26年度に実施された三者会議※<sup>1</sup>において、施工着手前に修正された不具合※<sup>2</sup>は、会議実施工事の38.1%。設計者と施工者の情報の共有により、施工段階の手戻りが防がれている。

**不具合の発生割合は、平成24年度より減少**しているが、依然として不具合が多く、引き続き取組を継続する必要がある。

\*1 三者会議：発注者、設計者、施工者の三者が設計思想の伝達及び情報共有を図る会議

\*2 語句の修正等、施工される構造物に影響のない部分の修正は除く

三者会議で修正された不具合（経年）



## 1. 三者会議の目的

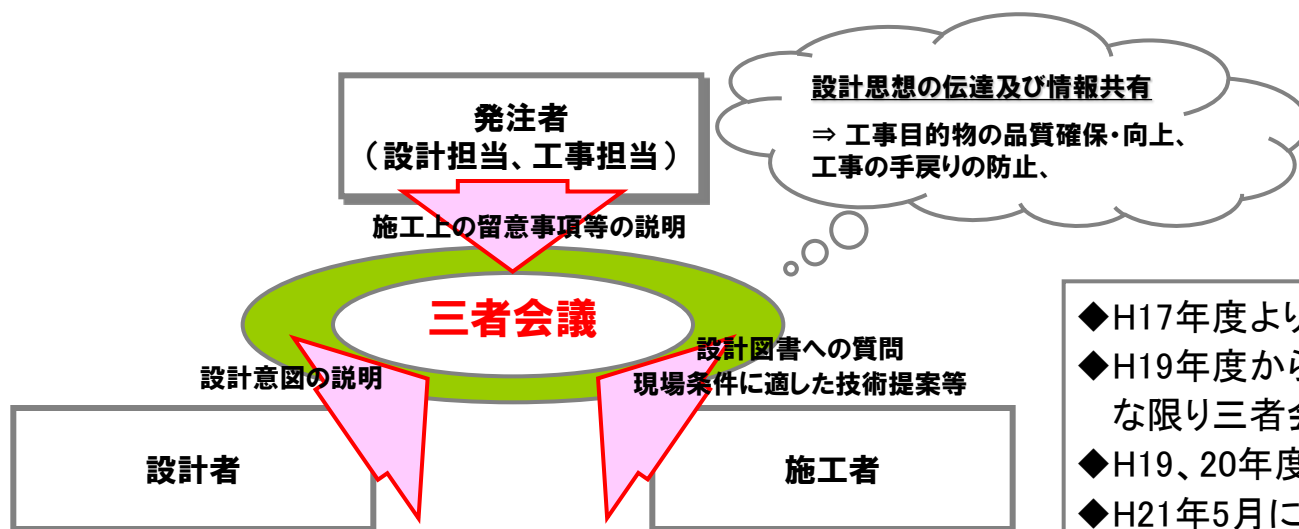
- ◆ 工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る。

## 2. 三者会議の概要

- ◆ 三者会議は、施工者が設計図書を照査した後に開催し、設計者（管理技術者等）、施工者（現場代理人等）及び発注者（設計、工事発注、工事監督の各担当）の出席を基本とする。なお、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することも可能である。
- ◆ 会議では、設計者からの設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項の説明、施工者からは現場条件に適した技術提案の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る。

## 3. 三者会議の活用が有効な工事

- ◆ 現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規又は高度である等、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事。

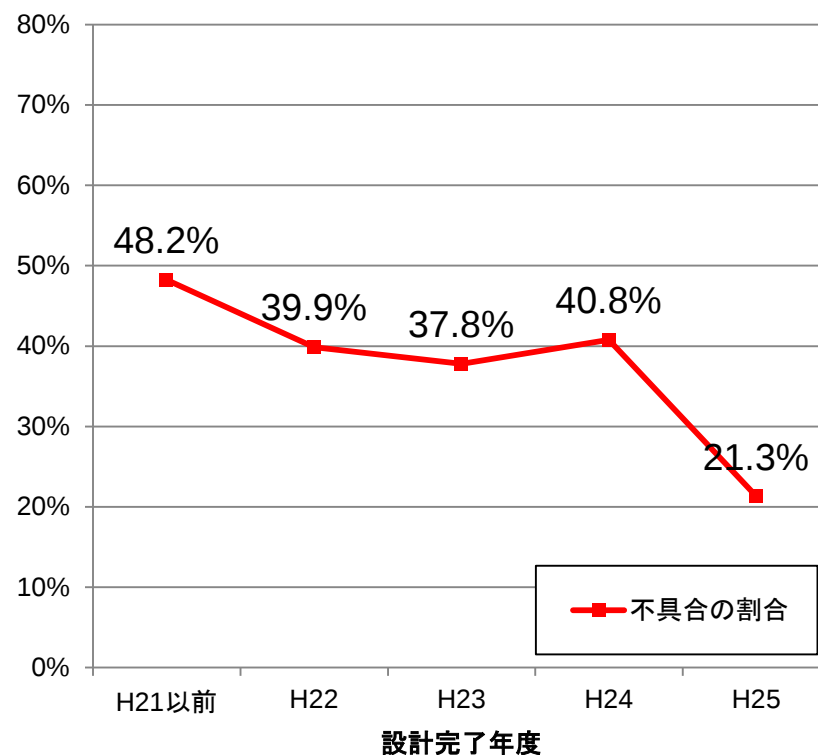
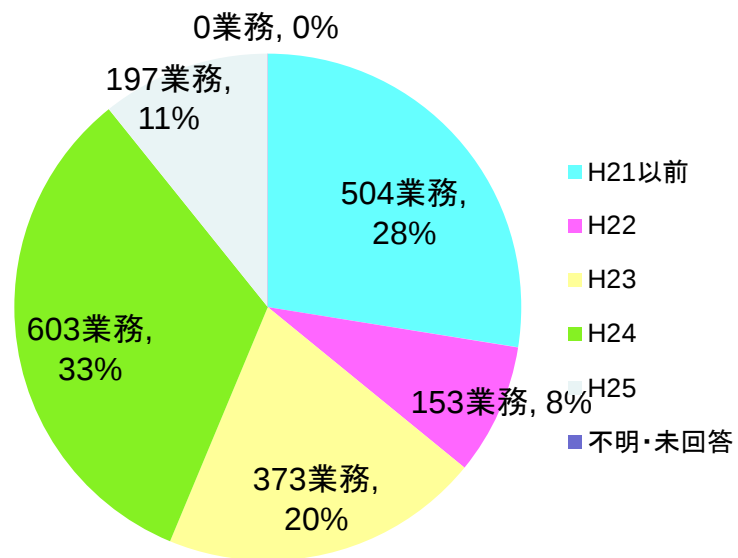


- ◆ H17年度より全国での試行を開始
- ◆ H19年度からは、構造物が主体の工事を対象に、可能な限り三者会議を実施
- ◆ H19、20年度、全国の直轄工事で約3,000件以上実施
- ◆ H21年5月に本格実施に関する通達を发出

品質の向上が見られる一方で、古い成果品ほど不具合が多い傾向。

平成26年度に三者会議を実施した土木工事に関する詳細設計業務（有効サンプル1524業務）

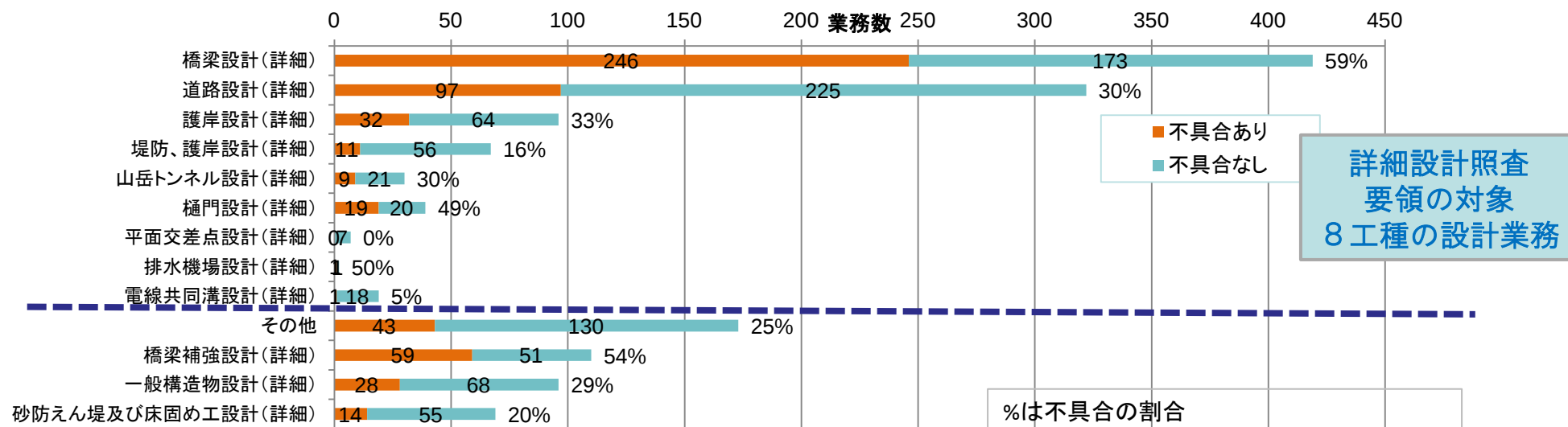
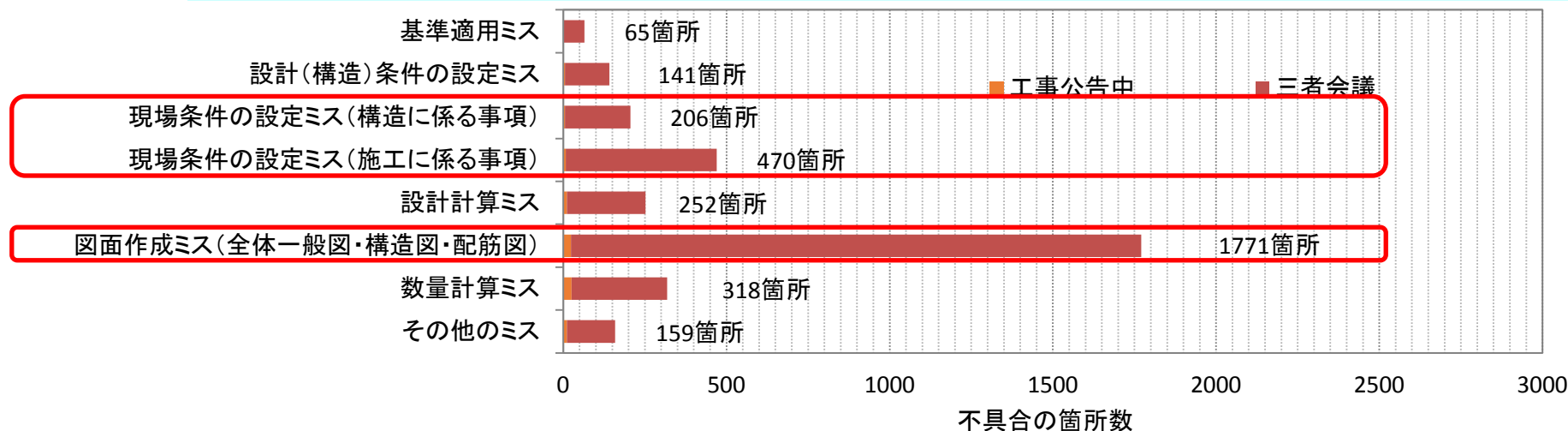
設計年度別  
設計業務数



# 三者会議で発覚した設計の不具合

不具合を原因別に見ると、**図面作成ミス、現場条件設定ミスの順に多い。**

平成26年度に三者会議を実施した土木工事に関する詳細設計業務（有効サンプル1524業務）



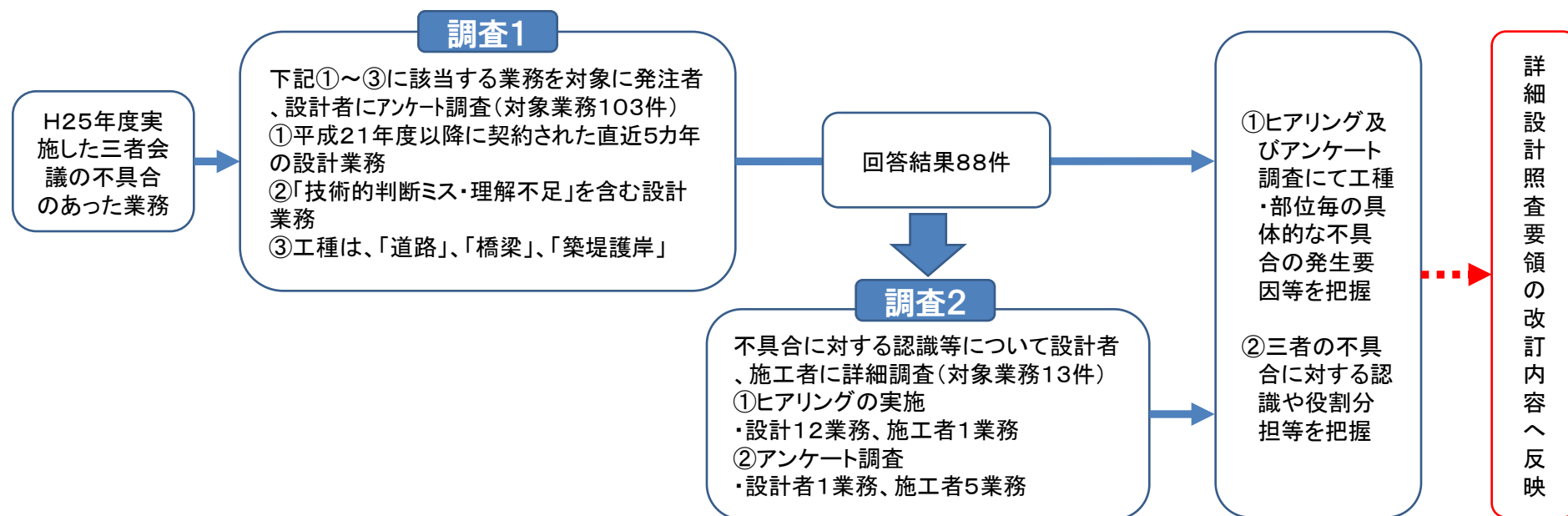
# 設計ミスの分析に関する調査

調査1: H25年度三者会議を実施した工事に使用した設計成果に関して、工種・部位毎の不具合の発生要因等について関係者にアンケート調査を実施

- ▣対象工種: 不具合の多い「道路」、「橋梁」、「築堤護岸」 ※不具合のある業務全体の約7割
- ▣対象者: 発注者、設計者 ※三者会議の関係者
- ▣調査対象業務: 103業務(うち回答あり: 88業務(不具合数236件))

調査2: 各々の不具合に関する設計者、施工者の認識の相違、役割分担等を把握するため、関係者にヒアリング・アンケート調査を実施

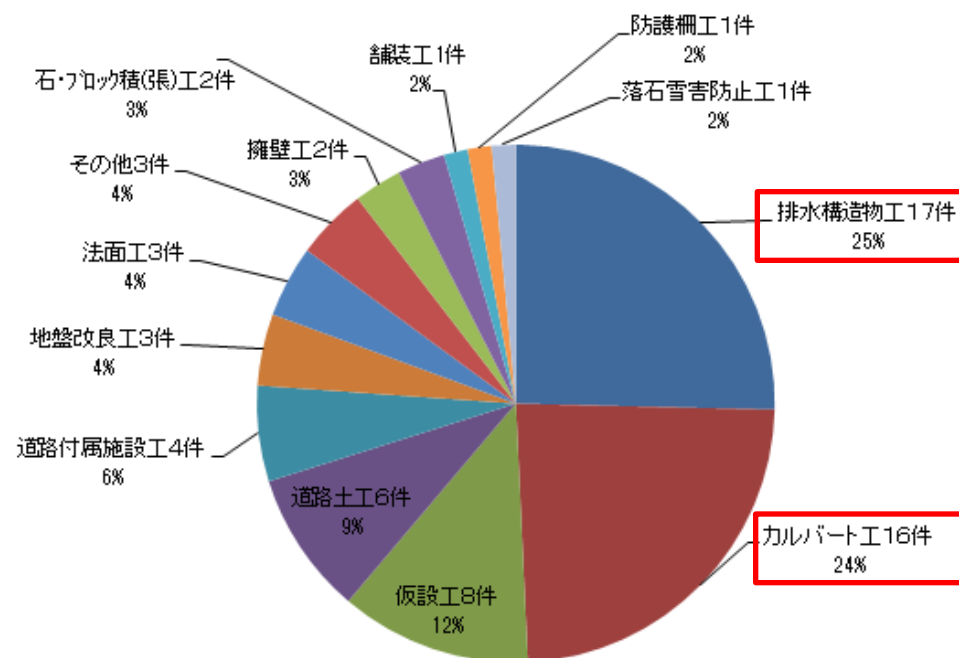
- ▣対象者: 設計者、施工者 ※三者会議の関係者
- ▣調査対象業務: 上記、対象業務から抽出(13業務)



# 具体的な不具合内容(道路設計の例)

- 「技術的判断ミス・理解不足による不具合」を含む設計業務における不具合数の上位工種は、**排水構造物工、カルバート工(函渠工)**で、**全体の約半数を占める**。  
(不具合数:67件)

## [工種毎の不具合割合]



## [主な不具合内容]

| 工種     | 不具合内容                                         |
|--------|-----------------------------------------------|
| 排水構造物工 | 排水計画が現地に合致しておらず図面の修正                          |
| カルバート工 | 仮設土留めの切梁(H鋼)がコンクリート打設後に撤去できない位置に配置            |
| カルバート工 | 地下水位以下に設置されるカルバートの浮上がりに対する安定照査が適切に設定されず再計算の実施 |

# 詳細設計照査要領の改訂イメージ（函渠工の例）

- 受注者による確実な照査を実施するため、**不具合事例を踏まえ、詳細設計照査要領に照査項目を具体的に明示、見落とししやすい項目を追加**などの改善を図る。
- 併せて、技術基準類改定への対応、不要となった照査項目の削除などを行う。

| 項目               | 照査内容                                                                      | 改訂理由       |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------|
| 基本条件の照査<br>(函渠工) | 施工条件を考慮しているか。                                                             | 従来通り       |
|                  | 土被りの条件は妥当か。土被りの変化が大きい箇所での断面変化は考慮してあるか。                                    | 従来通り       |
|                  | 土質定数の決定根拠は明確になっているか。                                                      | 従来通り       |
|                  | 地盤条件(支持力、地下水位等)は整理してあるか。                                                  | 従来通り       |
|                  | 設計計算の条件は妥当か。計算式の適用は確認されているか。(プログラム等)                                      | 従来通り       |
|                  | 排水計画は、現地条件を確認し、適切に検討されているか。今後変更の可能性はないか。                                  | 見落とししやすい項目 |
|                  | 仮設材(切梁(H鋼)など)が施工上(本体工との離れ、施工順序との関係等)、撤去できる位置に配置されているか。                    | 照査項目の具体化   |
|                  | 間隙水や降雨の影響による地下水位の上昇等による浮力の影響を適切に設定した上で、カルバートに最も不利となる部分(土被りの最小部分など)で検討したか。 | 設計ミス事例がある  |
|                  | カルバートの重要度及び要求性能は決定されているか。                                                 | 基準改定への対応   |
|                  | 慣用設計法の適用範囲内(従来型カルバート)か。それ以外の場合、設計方法は適切か。                                  | 〃          |
|                  | 耐震設計の必要性を確認したか。                                                           | 〃          |
|                  | <del>自動設計の適用方法は適切か。</del>                                                 | 廃止に伴い削除    |

不具合防止に繋がる照査項目

# 発注者の役割・責任と品質確保のための具体的取り組み

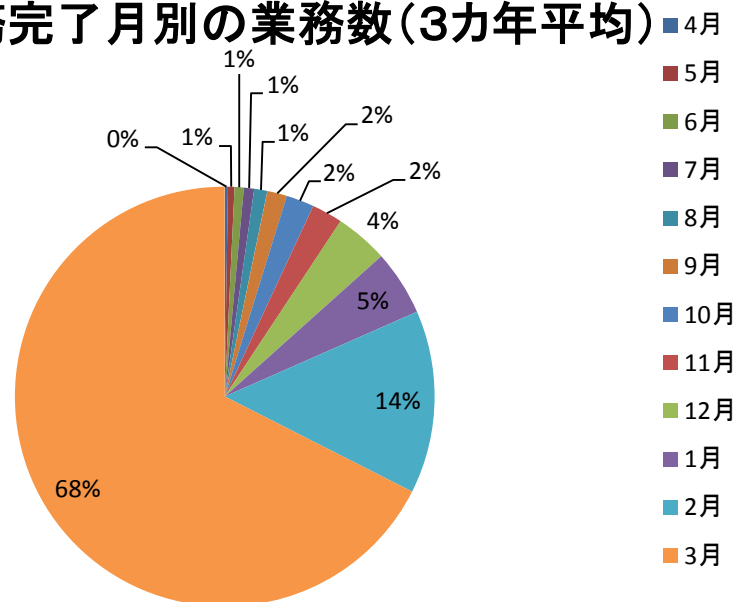
|      |                 | 取り組み項目                                                                                                                | 対策概要(目的・効果)                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務発注 | 発注者の役割          | <b>①適正な履行期間の設定および履行期限の平準化</b><br>(H23～ 原則、全ての業務)※年間を通して行う業務は除く                                                        | ・早期発注および適正な履行期間による業務発注に努める。<br>⇒履行期限の年度末集中による受注者の作業時間・照査時間の不足によるミス発生を回避。<br><b>【履行期限目標】12月まで:25%以上、1～2月:25%以上、3月:50%以下</b>                                                                                                                                       |
|      | 契約責任上の          | <b>②条件明示の徹底</b><br><b>[条件明示チェックシート(案)の活用]</b><br>(H24～ 一部の詳細設計業務について試行<br>H25～ 適用工種を拡大して実施)                           | <b>・設計業務における発注者の条件明示の徹底</b><br>詳細設計業務発注時に、業務履行に必要な設計条件(基本条件や協議の進捗状況、貸与資料等)を発注者が確認し、適切な時期に受注者に明示。<br>⇒業務履行における発注者の責任の確実な履行。                                                                                                                                       |
|      | 業務履行環境の整備       | <b>③合同現地踏査の実施</b><br>(H23～ 全ての業務)                                                                                     | ・業務着手段階において、受発注者で合同現地踏査を実施。<br>⇒設計条件・施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化・共有を図る。                                                                                                                                                                                              |
|      |                 | <b>④業務スケジュール管理表の活用</b><br>(H23～ 全ての詳細設計業務)                                                                            | ・受発注者で合意した業務スケジュール管理表を活用。<br>⇒発注者の判断・指示が必要な事項について、受発注者で協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を定め、明記。<br>⇒適切な履行期限の延期(繰越を含む)および、委託料の変更の必要性に関する資料として活用。                                                                                                                               |
|      |                 | <b>⑤ワンデーレスポンスの実施</b><br>(H23～ 全ての詳細設計業務)                                                                              | ・受注者により設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答、検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知。<br>⇒円滑な業務の進捗を図る。                                                                                                                                                                                    |
|      |                 | <b>⑥受注者による確実な照査の実施</b><br>(H25 照査体制の強化(赤黄チェック)の試行を実施)                                                                 | ・業務スケジュール管理表に照査の実施時期・必要期間を明記することにより、 <b>適正な照査期間を確保。</b><br>⇒照査期間に配慮した工程管理。<br>・ <b>照査技術者自身による照査報告</b> ⇒受注者の照査に対する意識の向上。成績評定への反映。<br>・ <b>入札段階における予定照査技術者の評価</b> ⇒優れた照査技術者を配置する企業を評価。<br>・ <b>照査体制の強化(赤黄チェック)/照査費用の見直し</b><br>⇒データ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス(単純ミス)の防止。 |
| 検査   | 会計法・品確法上の発注者の責任 | <b>⑦発注者の行う検査範囲の明確化</b><br><b>「検査技術基準」および「技術検査基準」の策定</b><br>(H24～ 設計業務について試行<br>H25～ 調査設計、測量、地質、発注者支援業務等のすべての業務で試行を実施) | <b>・発注者の行う検査範囲の明確化による受発注者の責任分担の明確化</b><br>会計法に基づく給付の完了の確認のための検査と、品確法に基づく履行の過程及び成果を評価するための技術検査を明確に区分。<br>⇒給付の確認のための検査範囲を超えるものは、受注者の責任により品質確保を図ることを明確化。                                                                                                            |

受発注者のコミュニケーションの円滑化の取り組み

# ①適正な履行期間の設定および履行期限の平準化

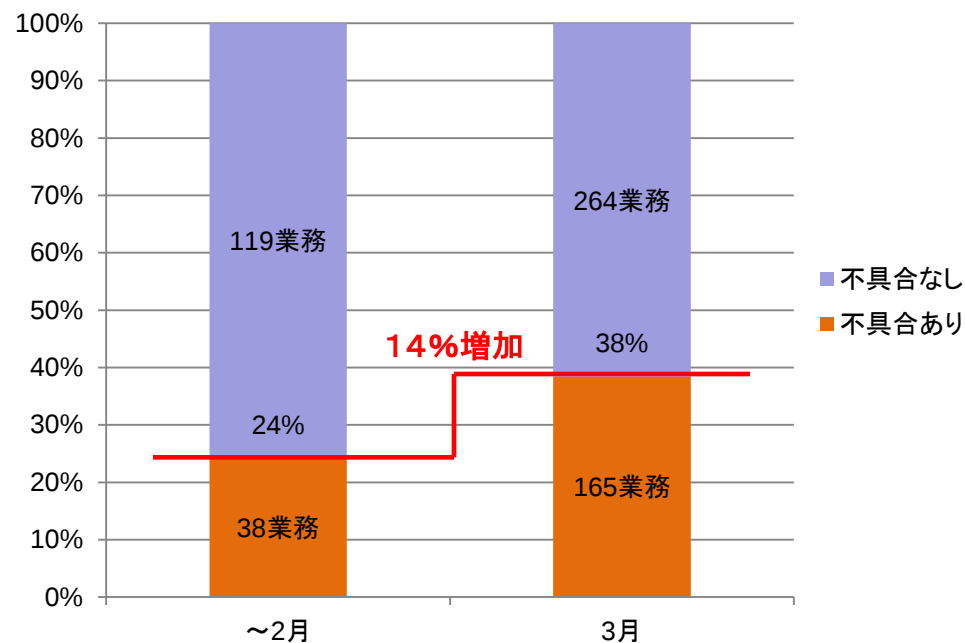
3月中に完了する業務は、不具合の発生率が高い傾向にあり、業務完了の集中による品質低下が懸念される。

業務完了月別の業務数(3カ年平均)



※H23～25実績

業務期限の違いによる不具合の割合



※H25に完了した業務のうち、三者会議を実施したもので分析

# ①適正な履行期間の設定および履行期限の平準化

## 1. 目的

・適正な履行期間を確保した上で、測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、計画的な業務発注（早期発注）に努め、履行期限が年度末に集中することを防ぐ。

→履行期限の年度末集中による受注者の作業時間・照査時間の不足により発生する不具合を防止する。

## 2. 実施内容

・履行期限の設定については、当該月に履行期限を迎える業務件数の比率が以下の数値になることを目標とする。

4月～12月                      25%以上   （4月～12月の合計）

1月～2月                        25%以上   （1月～2月の合計）

3月                                50%以下

なお、業務履行過程における契約内容の変更などにより、やむを得ず履行期間の延長などが発生することを踏まえ、最終的な履行期限が目標値に達成するよう、当初目標の引き上げや適切な業務管理を図る。

## 3. 対象

・全ての業務（測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務）を対象とする。ただし、発注者支援業務等および環境調査など1年間を通じて実施する業務については、対象外とする。

## 4. 実施状況

|        | H22実績  | H23実績  | H24実績  | H25実績  | H26実績  |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 4月～12月 | 9. 2%  | 14. 3% | 15. 4% | 10. 2% | 8. 6%  |
| 1月～2月  | 16. 0% | 21. 7% | 20. 2% | 20. 4% | 18. 4% |
| 3月     | 74. 7% | 63. 9% | 64. 4% | 66. 8% | 63. 3% |
| 繰り越し   | —      | —      | —      | 2. 6%  | 9. 8%  |

繰越ガイドブック（財務省（以下URL））を参考にしつつ、繰越制度を適切に運用することにより、繰越の割合は増加  
<http://www.mof.go.jp/budget/topics/kurikoshi/22guidebook/>

今後も、繰越制度の適切な運用を行うとともに、国庫債務負担行為の活用についても検討

## ②条件明示の徹底(条件明示チェックシート(案)の試行)

### 1. 目的

- 発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る。

### 2. 実施内容

- 詳細設計業務発注時において、発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、**条件明示チェックシート(案)を活用**

- ・未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- ・受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

#### 条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)

- 一部の詳細設計業務を対象に、**平成24年度に試行、平成25年度より適用工種を拡大。**

➡ **適切な時期に設計条件を受注者に提示し、発注者の責任を確実に履行**

国交省土木業務関連HP: <http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumukankei.html>

### 3. 体制

- 確実な条件明示のための体制として、「**設計業務の条件明示検討会(仮称)**」を開催※し、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認

※検討会の開催が有効と判断される業務において開催

〔開催時期〕 詳細設計業務発注の決裁前に実施

〔確認体制〕 副所長、発注担当課長、調査職員等

〔準備資料〕 条件明示チェックシート(案)、設計図書(特記仕様書他) 等

### ③ 合同現地踏査(コミュニケーション円滑化の取組1)

#### 1. 目的

・受発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針等の明確化・共有を図る。

→設計方針等を関係者で共有し、設計成果に適切に反映させることにより設計成果の品質向上を図る。

#### 2. 実施内容

##### ■ 概要

設計に際し留意すべき現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有することにより、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

##### [事例]

設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、  
進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路 等

##### ■ 実施体制

受注者 (管理技術者)

発注者 (主任調査員または調査職員、工事監督者または主任監督員と見込まれる者)

##### ■ 留意点

- ・業務内容に応じて、合同現地踏査への「参加者の選定」と「適切な開催時期の設定」を行う。
- ・受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。
- ・実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底すること。

#### 3. 対象

・重要構造物に関する詳細設計業務について、原則実施する。その他の設計業務についても、受発注者合同の現地踏査が有効な業務については、積極的に実施する。なお、受発注者協議により、複数回実施することも可能とする。

## ④業務スケジュール管理表(コミュニケーション円滑化の取組2)

### 1. 目的

・業務履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の有無について、受発注者間で協議し、その役割分担や着手日、回答期限等を明確にした「業務スケジュール管理表」を作成し、円滑な業務の実施を図る。

→受発注者の役割分担を明確にし、懸案事項および業務スケジュールを受発注者で共有し、円滑な業務の実施を図る。

### 2. 実施内容

#### ■概要

・業務の着手段階及び打合せ実施時において、業務実施中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の有無について受発注者で協議し、役割分担、着手日及び回答期限を業務スケジュール管理表に明記し、適切に業務のスケジュール管理を図る。

#### ■留意点

・業務スケジュール管理票の作成及び管理は受注者が行うことを原則とするが、作成負担軽減を図るため、業務内容に応じて「様式の簡素化や自由度の向上」を図る。

→過度に複雑化せずに受発注者双方が利用しやすい様式とする。

・やむを得ず履行期間の延長及び契約内容の変更が必要となった場合は、適切な履行期間の確保を図る。

・必要に応じ、繰越処理を行う場合は、その必要性に関する資料として、業務スケジュール管理表を活用すること。

### 3. 対象

・全ての詳細設計業務において、原則実施する。ただし、懸案事項等が少なく、通常の工程表による管理のみで円滑に業務を進めることが出来る場合は対象外とする。

## ⑤ワンデーレスポンス(コミュニケーション円滑化の取組3)

### 1. 目的

- ・受注者により設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答、検討に時間を要する場合は、回答可能な日  
を通知することにより、円滑な業務の進捗を図る。

### 2. 実施内容

#### ■概要

- ・業務履行中に受注者より設計条件等に関する質問・協議があった場合には、その日のうちに回答することを原則とする  
が、回答に検討期間を要する場合は、受注者に優先順位や重要度を確認した上で、発注者は適切な時期に回答期限を設  
定し、確実な回答を行う。

#### ■留意点

- ・回答期限を超過する場合は、新たな回答期限の連絡を徹底する。
- ・回答に重要な判断を必要とする場合は、事務所内の統一見解を確認する等、回答内容の確実性を重視する。

### 3. 対象

- ・H23、H24： 全ての詳細設計業務において、原則実施。
- ・H25： 対象を拡大し、**全ての測量業務、地質調査業務、土木関係コンサルタント業務において実施。**

## ⑥-1 照査の確実な実施

### 1. 目的

・詳細設計照査要領の実施の義務付け、必要な照査期間の確保、照査技術者自身による照査報告の実施により、受注者による確実な照査を実施するための環境を整備する。

### 2. 実施内容

#### ①「詳細設計照査要領」の義務付け（H7～ 詳細設計業務 8工種）

基本事項の照査については、「詳細設計照査要領」に基づき実施することを特記仕様書で義務付けることにより、基本的事項の照査内容の統一を図り、成果品の品質確保を図る。

⇒ 詳細設計照査要領については平成11年3月以降照査要領の更新がなされていないため、今後見直しを実施予定

#### ②照査期間の確保（H23.12～）

業務着手段階において、照査の実施時期、必要な期間について、受発注者で協議の上、その着手日及び期限を定め、業務管理スケジュール表等に明示することにより、照査期間を配慮した工程管理を行う。

#### ③照査技術者自身による照査報告（H23.12～）

業務の成果品納入時において、成果品のうち照査報告書については、照査技術者自身による報告を原則とすることにより、受注者の照査に対する意識の向上を図る。また、成果品の納入時以外においても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

### 3. 対象

#### ① 詳細設計業務 8工種

#### ②・③ 全ての詳細設計業務において、原則実施する。

## ⑥-2 照査の確実な実施（単純ミスの防止）

平成25年度試行

### 1. 目的

照査体制を強化し、設計不具合の主要因であるデータ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス（単純ミス）等を減らす。

### 2. 実施内容

詳細設計業務の受注者は、照査について、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書（以下、設計図面等）に書き込み、それらの結果を残し、照査実施の根拠となる資料を示すことができる照査方法（※1）で行うこととする。また、成果品納入時における照査報告において、設計図面等における照査を適切に実施した結果の根拠となる資料を示すことができるものを提示（※2）する。

※1：照査については、受注者の責任において実施すべきものであるため、ここでいう「照査結果の根拠資料を示すことができる照査方法」は、受注者の任意の方法とし、発注者は指定しない。ただし、照査方法の具体例として、下記の「赤黄チェック」を参考として挙げる。

赤黄チェック：成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査手法。

※2：照査の根拠となる資料は、提示のみとし、成果品として納める必要はない（提出用に体裁を整える必要はない）が、照査報告書および打合せ記録簿に、照査の根拠となる資料の提示の有無を記載するものとする。

### 3. 特記仕様書記載例（イメージ）

#### 第〇条 成果品の照査

本業務における照査については、受注者の責任において、確実に実施すべきものとし、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法も含むものとする。確認・修正結果は成果品として提出の必要はないが、成果品納入時の照査報告の際に発注者に提示するものとする。

### 4. 対象

・詳細設計業務において、平成25年度に試行。

# 赤黄チェックとは

## 赤黄チェック

成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査手法。

### 【例】

作成した資料に、①確認マークを黄色で入れ、②修正箇所の訂正を赤字でし、③修正結果の確認マークを青色で行う。

1.3.2 保有耐力法

橋軸方向

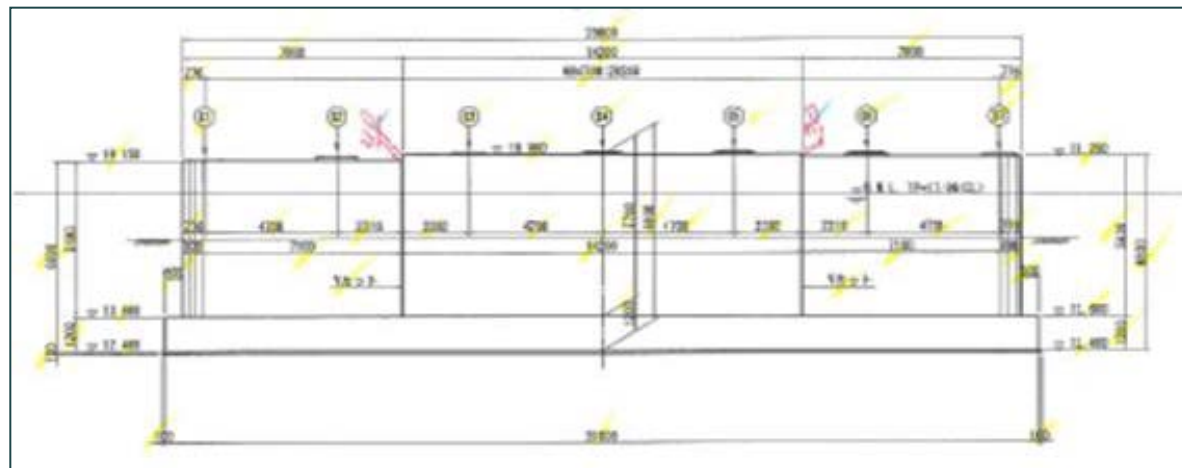
|     | タイプIの設計震度、分担重量 |      |        |          | タイプIIの設計震度、分担重量 |      |        |          |
|-----|----------------|------|--------|----------|-----------------|------|--------|----------|
|     | CIzkheo        | khg  | 0.4CIz | Wu (kN)  | CIzkheo         | khg  | 0.4CIz | Wu (kN)  |
| 正方向 | 1.0234         | 0.50 | 0.40   | 10900.00 | 1.1969          | 0.80 | 0.40   | 11000.00 |

橋軸直角方向

|     | タイプIの設計震度、分担重量 |      |        |          | タイプIIの設計震度、分担重量 |      |        |          |
|-----|----------------|------|--------|----------|-----------------|------|--------|----------|
|     | CIzkheo        | khg  | 0.4CIz | Wu (kN)  | CIzkheo         | khg  | 0.4CIz | Wu (kN)  |
| 正方向 | 1.0666         | 0.50 | 0.40   | 10900.00 | 1.2605          | 0.80 | 0.40   | 11100.00 |

CIzkheo: 地域別補正係数×設計水平震度(タイプI)の標準値  
 CIzkheo: 地域別補正係数×設計水平震度(タイプII)の標準値  
 khg: 地盤面における設計水平震度  
 0.4CIz: 道示V(第7.4.1)を適用したときの設計水平震度(タイプI)  
 0.4CIz: 道示V(第7.4.1)を適用したときの設計水平震度(タイプII)  
 Wu: 橋脚が支持している上部工重量

設計計算書



設計図

## 期待される効果

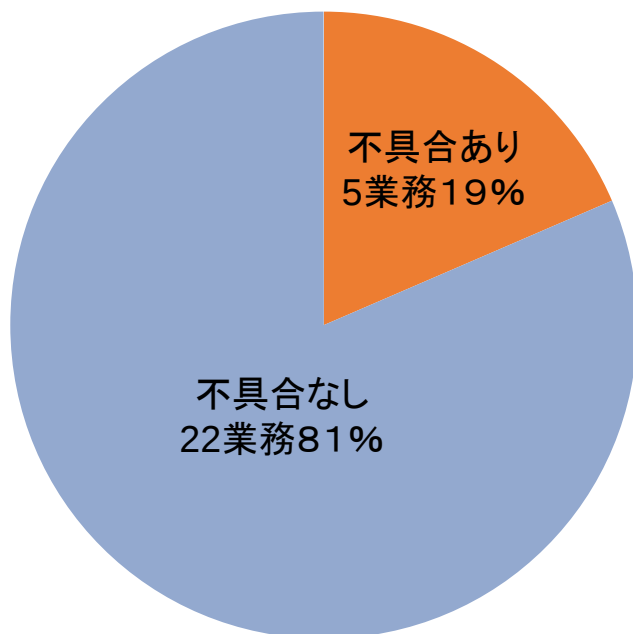
設計図不具合の主要因である単純ミス(図面作成ミス データ入力時の不注意・確認不足)等の予防。

# 赤黄チェックの不具合状況

赤黄チェック試行案件のほうが、不具合発生率が低い傾向

対象：赤黄チェック試行案件のうち、  
三者会議を実施した  
土木工事に関する詳細設計業務

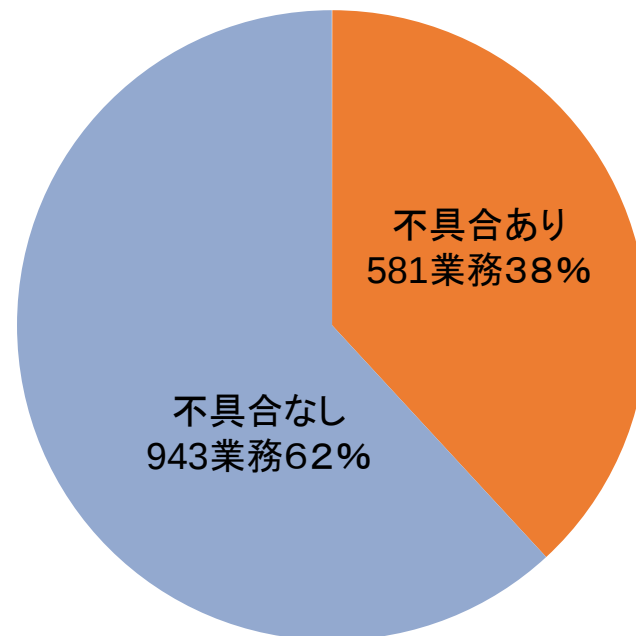
不具合のあった業務数  
(赤黄チェック試行対象工事)



27

対象：平成26年度に三者会議を実施した  
土木工事に関する詳細設計業務

不具合のあった業務数

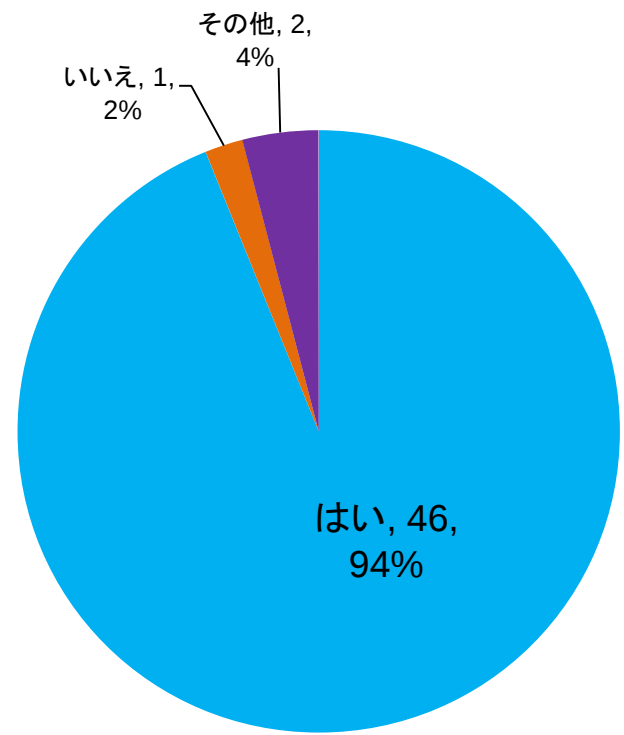


1, 524

:業務数

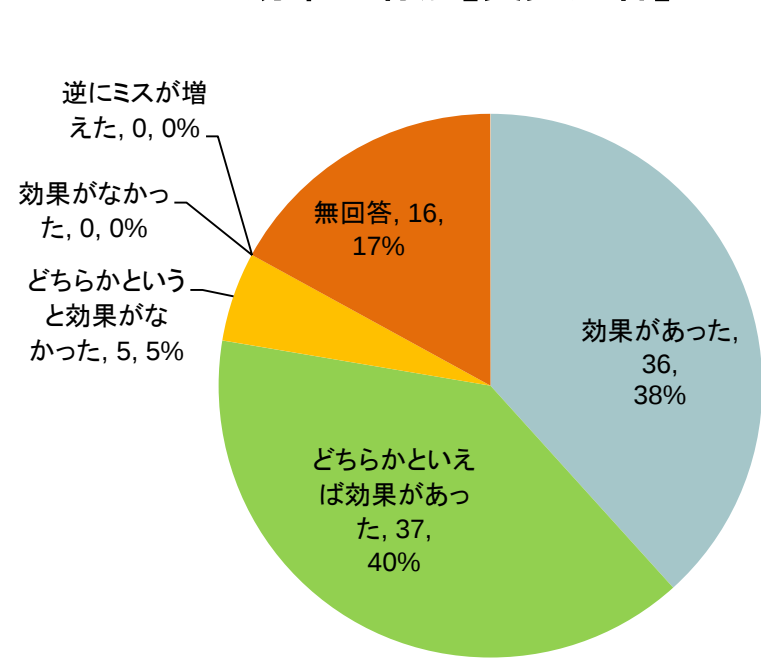
赤黄チェックについての仕様書の記載内容について、ほとんど理解できていた。  
発注者・受注者共に、効果があると回答した者が多い傾向。

業務内容は理解できたか【受注者(設計者)】



質問：試行内容は特記仕様書の記載・記載例で理解できましたか？

効果の有無【受発注者】

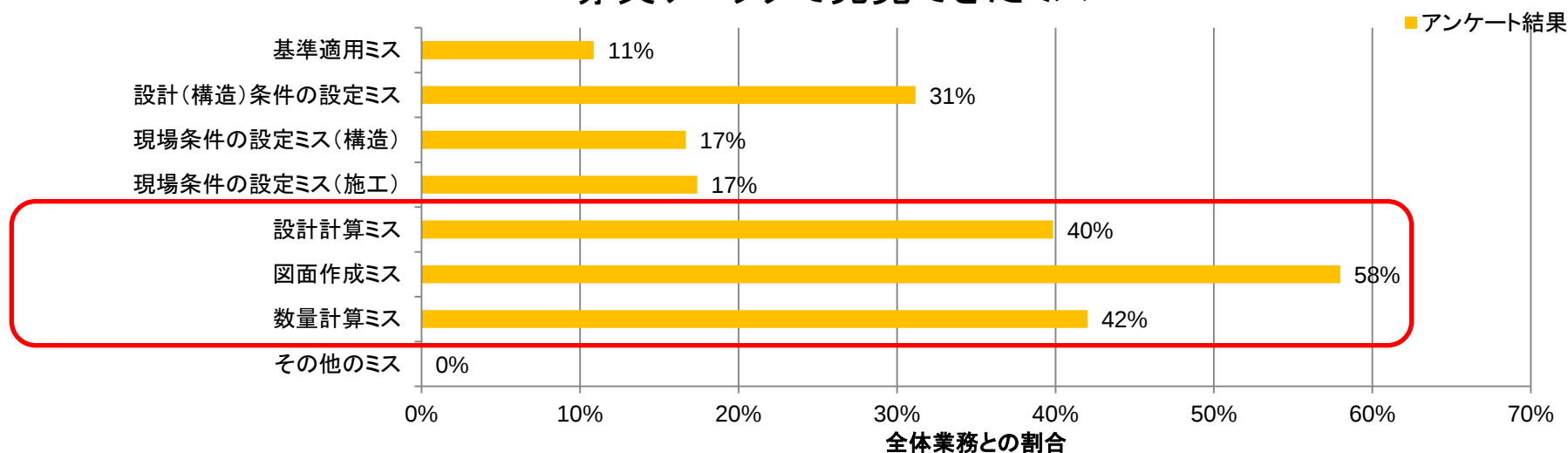


質問：今回の試行は設計ミスの防止に効果がありましたか？

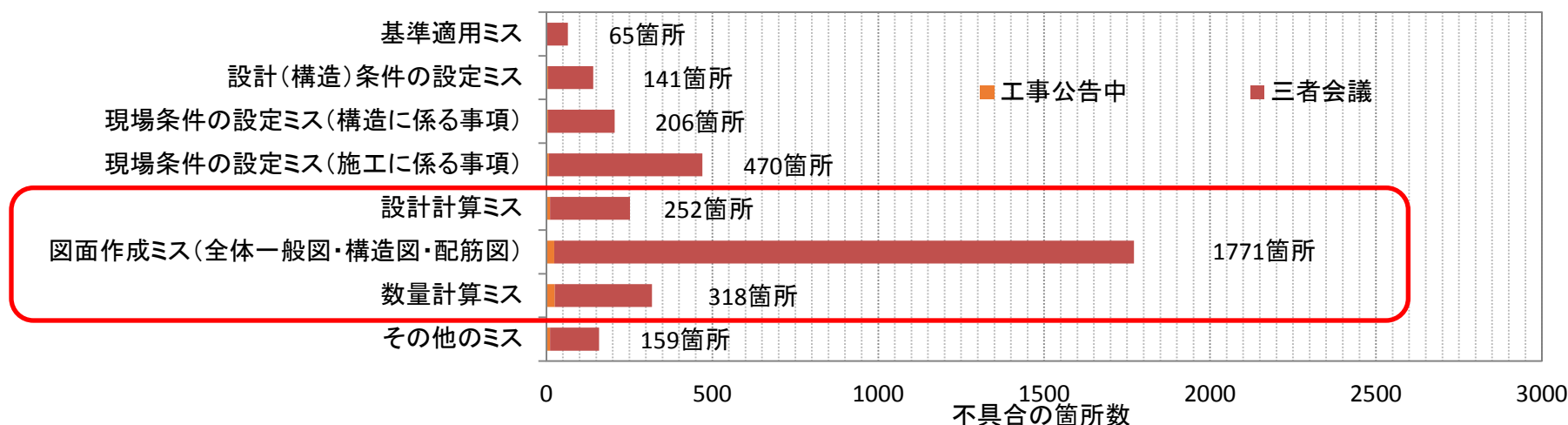
# 赤黄チェックの試行フォローアップ アンケート結果

図面作成ミス、数量計算ミス、設計計算ミスなどの削減効果が見られた。

## 赤黄チェックで発見できたミス



## 三者会議で修正された不具合(H26)(再掲)



# 赤黄チェックの試行フォローアップ アンケート結果

## 受発注者の主なコメント

### 【発注者】

- 照査の確実性について照査報告書だけでは把握できない部分があることから、試行のような確認・修正結果の書き込み・保存及びこれに基づく照査結果の説明は効果的と感じた。
- 赤黄チェックは単純で時間が掛かる作業であるが、単純であるからこそ効果的と感じた。複雑なチェックリスト等を作成するよりもこういった単純な確認作業が重要と考える。
- 担当している者以外の第三者が、客観的にチェックを行うことは以前から行われていたが、その過程やチェック方法は確認できなかった。それが見えるようになれば、管理技術者や担当技術者の能力評価をよりの確にできるようになると思う。
- 照査管理者が照査時に当チェックを有効活用することでミスが減ると考えられる。照査報告書の報告内容に当チェックの有無及び指摘内容などを記載する方法も良いかと考えられる。

### 【受注者（設計者）】

- 設計計算、図面、数量計算等の照査方法は、赤黄チェックのような方法が最も確実だと思うが、一定の作業時間は必要である。
- 今回の様な照査根拠の「見える化」は今後も社内で継続して実施する必要があると感じた。今後は照査根拠のファイル化や情報共有等、積極的に実施していきたいと考えている。
- 赤黄チェックは有効な照査方法であるが、作業時間が必要である。標準歩掛における設計項目中の「照査」の人工数では実態との乖離が大きいため、実態調査の実施と是正を希望する。
- 今回のような照査は単純ミスの減少に効果的と考える。今後は、設計条件、設計方針、検討方針等の妥当性の検証する照査（レビュー）が重要と考える。

## 今後の予定

- ・赤黄チェックの歩掛調査を実施中。収集後、分析を行う。（H27年度中を目途）
- ・原則として、全ての詳細設計業務に対して、赤黄チェックを実施することとするための条件整備を行う（歩掛の改定も併せて）。（平成27年度～）

# ⑦発注者の行う検査範囲の明確化

## 1. 目的

- ・会計法に基づく給付の確認のための検査と、品確法に基づく技術的な検査および成績評価のための技術検査を明確に区分。  
→発注者の行う合理的な検査(給付の確認)の範囲を明確化し、受発注者の責任分担を明確にする。

## 2. 概要

○会計法に基づく検査「給付の確認のための検査」(検査技術基準)と、品確法に基づく技術検査「評価のための検査」(技術検査要領、技術検査基準)を策定。

### 【給付のための検査と評価のための検査を分離】

今回策定した基準類(例:設計)

#### ○会計法に基づく検査「給付のための検査」

地方建設局委託設計業務等調査検査要領



土木設計業務等検査技術基準(案)

- ・会計法に基づく検査の内容を規定

・「検査技術基準」に基づき、発注者が仕様書等に示した設計条件並びに業務中に行った指示事項の成果品への反映状況を適正に確認することを基本とし、給付の適否を判断する。

・同じ数値条件や構造物の形式に基づく数値であって、確認数が多いものに係る検査においては、成果品のうち設計全体を示す図面及び設計計算書における設定(入力)条件を抽出して確認する。(抽出の対象外となった成果品は検査対象外)

・照査については、受注者がその責務において実施するため、照査報告書の押印の確認のみとする。

#### ○品確法に基づく技術検査「評価のための検査」

土木設計業務等技術検査要領(案)



土木設計業務等技術検査基準(案)

- ・業務成績の評定を規定

・「技術検査基準」に基づき、品質の程度を判断し、その結果を業務成績評定として示す。

※品質確保は、受注者の責任により実施されるものであるため、技術検査の実施をもって業務の成果品に対して発注者が責任を負うものではない。

## 3. 対象

- ・平成24年度以降に契約を締結する設計業務において試行。
- ・平成25年度より、調査・設計、測量、地質及び発注者支援業務等のすべての業務に対象を拡大し試行を実施。

## 共通仕様書の改定概要

### (照査について)

- ・第1102 条 用語の定義 に「照査」を追加。  
「照査」とは、受注者が発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算をすることをいう。
- ・第1108 条 照査技術者及び照査の実施 に、受注者は照査を適切に実施する旨を追記。
  1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
- ・また、各編の全ての業務区分において、照査について記載。  
受注者は、第1108 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### (維持管理について)

- ・第1213 条 維持管理への配慮 を維持管理について追記。  
受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。

### (担当技術者について)

- ・第1109 条 担当技術者 の登録人数を 3名から8名に拡大
  1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)  
なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。

※テクリス登録できる担当技術者も3名から8名に拡大(業務計画書に記載されている担当技術者に限る。)

## 特記仕様書

発注者及び受注者は、合同で現地踏査を実施するものとし、実施時期については調査職員と協議するものとする。

なお、実施回数は〇回を見込んでいるが、追加等が必要な場合は調査職員と協議するものとする。

また、合同現地踏査の実施に先立ち、確認項目等を整理した計画書を提出すること。

## 留意事項

- ◆初期段階での効果が低いと考えられる場合は途中段階で行うなど、業務履行上、効果的な実施時期を協議により設定する。
- ◆初期段階に実施した場合でも、必要に応じて途中段階で再度実施するなど、実施回数についても協議対象とする。
- ◆設計条件、用排水系統図等の必要資料を速やかに貸与する。
- ◆受注者が現地踏査及び貸与資料を基に、必要な確認項目等を整理した「計画書」について、受発注者双方で事前確認して効率的な実施に努める。
- ◆合同現地踏査にて相互に確認した事項のうち、設計変更が必要なものは、共通仕様書第1102条22項(指示)により取り扱う。

## 合同現地踏査チェックリスト例（細部設計・施工計画検討段階）

| 項目               | 番号 | 主な内容              | チェック       |            |          | 確認事項                                                           | 計画、計画（案）                                      | 決定及び指示事項                                                             | 未決事項の<br>処理方法 | 処理<br>期限 | 備 考              |
|------------------|----|-------------------|------------|------------|----------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------|----------|------------------|
|                  |    |                   | 事前協議<br>確認 | 現地踏<br>査実施 | 現地<br>確認 |                                                                |                                               |                                                                      |               |          |                  |
| 現地<br>条件         | ①  | 現況歩道橋の状況          | ☑          | ☑          | ☑        | 交差道路との位置関係、視距、添加物の架設状況                                         | 新設橋もほぼ同等の位置に架設し、添加方法も同じ                       |                                                                      |               |          |                  |
|                  | ②  | 既設橋梁の下部工、基礎工      | ☑          | ☑          | ☑        | 現状を確認し、全撤去、支障部撤去等の適否判断                                         | 舗装や埋設に支障のある部分のみ撤去（取壊し）                        | P2橋脚基礎施工は既設橋梁を残存したままフーチング施工は可能と判断する。ただしフーチング厚の決定根拠について基準と照合し再確認すること。 | 協議確認          | 3月7日     |                  |
|                  | ③  | 管工事組合の施設          | ☑          | ☑          | ☑        | 管工事組合の事務所、PCB倉庫、駐車場、石積み塀の近接状況                                  | 事務所の工損調査実施（？）、他特になし                           |                                                                      |               |          |                  |
|                  | ④  | 公園施設              | ☐          | ☑          | ☑        | 公園施設の現状、買収用地内外の状況                                              | 児童の遊戯場が隣接しており、施工時には安全対策、進入防止等の対策が必要           | 平面図にある遊具施設が移設されており、仮歩道について計画敷地に沿った計画を検討すること。                         | 検討・協議確認       | 3月7日     |                  |
|                  | ⑤  | 電力、NTTほか架空線       | ☑          | ☑          | ☑        | 管工事組合、中学校上部架空線を確認し、施工影響、電設必要性を判断する                             | 電力架空線現状、NTTは施工時仮移設                            | 高圧線の高さが低く、架設条件は非常に厳しい。電圧、必要離隔距離等を検討すること。                             | 〃             | 3月7日     |                  |
|                  | ⑥  | 電柱、引き込み支柱         | ☑          | ☑          | ☐        | 移設の是非、移設方法、移設箇所                                                | 現状残存し、新設後も同様な架線引き込みとする                        |                                                                      |               |          |                  |
| 計<br>画           | ⑦  | 照明灯設置位置           | ☑          | ☑          | ☑        | 既設照明灯の位置と新設橋設置後の設置位置の妥当性確認                                     | 各橋脚位置および折り返し部において、歩道橋外側から歩道橋通路部を照らすように配置      | 協議決定通り4箇所で良い。                                                        |               |          |                  |
|                  | ⑧  | 標識、信号機等添加物の添加位置   | ☑          | ☑          | ☑        | 既設橋に添加されている標識・信号機の移設および添加位置の妥当性確認                              | 歩道橋に添加されている信号機は同様な位置に添加し、路上支柱に設置されている信号機は残存   | 現況と同様な配置で良い。                                                         |               |          |                  |
|                  | ⑨  | 管工事組合敷地内の取り合い計画   | ☑          | ☑          | ☑        | 現状の建物、PCB物置、石積み壁等の現状を確認し、折り返し階段と用地境界の離隔距離、境界壁や柵の構造妥当性を確認       | 用地境界部に柵を設置する計画                                |                                                                      |               |          | 協議結果通りとする。       |
|                  | ⑩  | 中学校側の石積み復旧計画      | ☑          | ☑          | ☑        | コンクリート擁壁で復旧するか、現況と同じ石積みで復旧するか                                  | この部分のみコンクリート擁壁とする案は、景観状況と違和感があり、現況の石を用い復旧する計画 | 石積み復旧は景観上は望ましいが、国土交通省の買収用地内に設置する場合は通常の擁壁とすべき。                        | 当初通り          |          | 前面石張りの検討         |
|                  | ⑪  | 階段撤去後の市道の歩道部計画    | ☐          | ☑          | ☑        | 撤去歩道部の舗装や排水処理の妥当性                                              | 現状復旧とし、追加処理なし                                 | 現況復旧とする。                                                             |               |          |                  |
|                  | ⑫  | 歩道橋路面排水           | ☑          | ☑          | ☑        | 現状確認し、計画の妥当性確認                                                 | 現状と同じ橋脚位置で排水処理する                              | 排水箇所は現状位置で良い。排水処理について排水溝の設置等を考慮し、歩行者に支障のない方向とすること。                   | 協議確認          | 3月1日     | 業務内での作業内容確認が必要   |
| 施<br>工<br>計<br>画 | ⑬  | 全体施工手順            | ☑          | ☑          | ☐        | 事前協議における施工方法、施工手順の妥当性確認                                        | 事前協議資料提示                                      |                                                                      |               |          | 現地では特に協議なし       |
|                  | ⑭  | 既設横断歩道橋の撤去方法、撤去手順 | ☑          | ☑          | ☑        | 撤去方法、撤去手順の妥当性                                                  | 事前協議資料提示                                      | 既設橋梁の残存期間を極力長くする施工方法・手順を検討すること。                                      | 検討・協議確認       | 3月7日     |                  |
|                  | ⑮  | 架設計画              | ☑          | ☑          | ☑        | 架設桁や鋼製橋脚のトレーラーによる搬入方法、地組み場所、クレーン架設方法、時間通行止めや片側交互通行などの交通規制方法、ほか | 事前協議資料提示                                      | 高圧線への影響を回避した中学校からの架設方法等について再検討のこと。                                   | 検討・協議確認       | 3月7日     |                  |
|                  | ⑯  | 工事中の現道切り直し計画と制約条件 | ☑          | ☑          | ☑        | 幾何構造、交通安全、標識、交通規制ほかの妥当性                                        | 事前協議資料提示                                      | 切り直し計画については、現計画で特に支障なし。                                              |               |          |                  |
|                  | ⑰  | 公園内の仮歩道計画         | ☑          | ☑          | ☑        | 公園内の仮歩道の設置計画案の適性判断、代替案の検討                                      | 事前協議資料提示                                      | 計画用地に沿った仮歩道を再検討のこと。                                                  | 検討・協議確認       | 3月7日     |                  |
|                  | ⑱  | 夜間通行止めの迂回路        | ☑          | ☐          | ☐        | 夜間通行止め時の迂回路現状を確認し、迂回路としての妥当性を検証                                | 事前協議資料提示                                      |                                                                      |               |          | 切り直しにより1車線確保できる。 |
|                  | ⑲  | 施工ヤード、資材置き場       | ☑          | ☑          | ☑        | 管工事組合、中学校の候補地の状況と計画妥当性確認                                       | 事前協議資料提示                                      | 中学校の仮置き候補地も現状では借地できそうであり、現計画で問題なし。                                   |               |          |                  |
|                  | ⑳  | 仮信号機、仮横断歩道        | ☑          | ☑          | ☑        | 既設橋撤去後から新設橋架設までの間の仮信号機と仮横断歩道の設置位置についての確認                       | 仮移設案現場提示                                      | 施工計画も含め警察との協議を行い決定する必要がある。                                           |               |          |                  |
|                  |    |                   | ☐          | ☐          | ☐        |                                                                |                                               |                                                                      |               |          |                  |
| そ<br>の<br>他      |    | 基礎杭の工法、施工方法       | ☑          | ☑          | ☑        |                                                                |                                               | 近隣は井戸利用が考えられ、泥水を使用するBH工法は、汚濁等の影響を考慮調査が必要である。                         | 工法について再協議     | 3月7日     |                  |
|                  |    | 橋面舗装について          | ☑          | ☑          | ☑        |                                                                |                                               | 現況の舗装面にデザインが施されており、適用検討のこと。                                          | 検討・協議確認       | 3月7日     |                  |
|                  |    | 中学校側の歩道計画         | ☐          | ☑          | ☑        |                                                                |                                               | 横断歩道橋前後に合わせて歩道のマウンドアップ構造とすること。                                       | 協議確認          | 3月1日     | 業務内での作業内容確認が必要   |

### 特記仕様書

受注者は、契約締結後15日以内に業務スケジュール管理表を作成し、発注者に提出すること。  
また、受注者は、業務の進行にあわせて業務スケジュール管理表を更新するとともに、業務スケジュール管理表により履行状況報告を行うものとし、その頻度は月1回とする。  
なお、旬報の提出は求めないものとするが、測量及び地質調査等の現地作業に関しては、別途、旬報を提出すること。

### 留意事項

- ◆当初対象業務としている場合においても、業務途中で受注者との協議により必要性が無いと判断された場合は、対象外とすることも可。(柔軟に対応)
- ◆工程に影響を及ぼすような項目(発注者側の判断・指示が必要なものなど)を主とし、過度な記載は求めない。
- ◆様式例にとらわれず、様式の簡素化や自由度の向上を図ることは問題ない。  
ただし、履行状況報告にも使用する様式となることから、計画と実績の記載は必要。
- ◆打合せ時には受発注者双方が役割分担を明確化し、進捗状況を共有することで適切に工程を管理する。
- ◆メール等による提出も可とする。

35